

(1)所管事業の評価

総合評価の割合	 期待を上回る 0.0%	 概ね順調 91.7%	 限定的効果 8.3%	 成果不十分 0.0%
---------	--	---	---	---

(2)所管事業のコスト(単位:千円)

	R4決算	R5決算	R6決算	R7決算	R8見込	R4～R7 合計	事業費に占める 一般財源の比率
事業費 総額	30,989	31,841	30,473	30,625	30,625	123,928	94.3%
市の実質負担額 総額	28,589	29,341	30,071	28,865	28,319	116,866	

				重点P	2	総合評価	概ね順調	
No.	06100	事業名	出会いの場創出		事業コード	4500	担当課	市民生活課
事業概要	旭市後継者対策協議会（通称：出会いコンシェルジュ）により、結婚願望があり出会う機会が少ない独身者に、イベント等の出会いの場を提供することで婚活を支援し、結婚の増加により、市の人口減少対策の推進及び定住化の促進を図る。							
経緯等	全国的に未婚化、晩婚化が進行し、深刻な社会問題になっており、自治体による婚活支援が行われ始めたことを契機に、平成19年度に旭市後継者対策協議会を設置し、出会いの場の提供等の婚活支援を開始した。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	旭市後継者対策協議会による婚活イベントの開催 結婚した会員への結婚祝いの贈呈		結婚願望があり出会う機会が少ない独身者に、婚活イベント等の出会いの場を提供する			結婚の増加により、人口減少対策の推進及び定住化の促進を図る		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	イベントの実施回数	8	8	7	7	7	7
	活動指標イ	新規会員登録者数	40	35	34	41	35	35
	成果指標ア	イベント参加者数	118	124	110	127	112	112
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用 (千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		793	973	1,166	907	1,300	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)		793	973	1,166	907	1,300	
課題等	イベント参加者が固定化する傾向があるため、新規登録者が増加するような魅力あるイベントを開催する必要がある。							
令和8年度方針	参加者アンケートの要望の多かった1対1のトークを重視したイベントを中心に、旭市後継者対策協議会(旭市出会いコンシェルジュ)で協議しながら、参加者の興味を惹くイベントを企画・開催する。 他団体等へ声がけし、新たな出会いの場を提供するとともに、SNSを通じて新しい層の参加者を増やしていく。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調		
No.	11010	事業名	市民相談事業		事業コード	2300	担当課	市民生活課	
事業概要	法律問題や行政への意見、人権侵害の相談の機会を無料で提供する。 【法律相談】月2回、弁護士会（3万3,000円／回）に委託、会場：本庁 【行政相談】【人権相談】月1回、会場：本庁、総務大臣が委嘱した行政相談委員（3人〔人口により配置〕、2万4千円／年）、法務大臣が委嘱した人権擁護委員（10人〔人口により規定〕、1万円／年）が実施。 また、人権擁護委員は、市内小中学校20校において「人権教室」を開催し、人権教育活動も行っている。								
経緯等	法律問題や行政への意見、人権侵害等の相談の機会を無料で提供するため開始された。 人権相談は人権擁護委員法に、行政相談は行政相談委員法により相談業務にあたっている。								
ロジックモデル	活動・実施内容			産出(アウトプット)		成果(アウトカム)			
	法律・人権・行政相談を提供する体制をつくる			市民に法律・人権相談の機会を提供する		アンコンシャス・バイアスを含めた差別意識や、ハラスメント行為に起因する市民の問題や不安の解消・軽減につながる。			
指標				R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	各種相談実施日数（法律相談、行政・人権相談）		33日	36日	36日	36日	36日	36日
	活動指標イ	人権教室実施校		19校	20校	20校	20校	20校	20校
	成果指標ア	各種相談件数（法律相談、行政・人権相談）		149件	140件	149件	133件	150件	150件
	成果指標イ	人権教室の受講率（受講者数÷受講対象者数）		99%	100%	100%	100%	100%	100%
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額			1,187	1,341	1,336	1,379	1,500	
	その他(補助金・地方債等)			0	0	0	0	1,022	
	歳出額(総額)			1,187	1,341	1,336	1,379	2,522	
課題等	人権擁護委員の活動が多岐にわたり、人権擁護委員の負担が年々増加している。また、定年延長や介護・孫の世話などにより60歳以降の人材の多忙さが目立つようになってきており、人権擁護委員を引き受けてくれる方が減っている背景もある。このようなことから、人権擁護委員の人材確保が非常に困難になってきている。								
令和8年度方針	市民が抱える不安や悩みを軽減するため、継続して実施する。								

				重点P	-	総合評価	概ね順調		
No.	11020	事業名	男女共同参画社会の啓発		事業コード	3510	担当課	市民生活課	
事業概要	第3次旭市男女共同参画計画（計画期間：令和6～10年度）基本目標「だれもが互いを尊重する社会づくり」、「だれもが個性と能力を発揮できる環境づくり」、「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を推進するために啓発活動を実施する								
経緯等	男女共同参画社会基本法が平成11年に制定され、旭市でも、男女が人権を尊重、責任を分担、個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた旭市男女共同参画計画を平成25年度に策定した。現在は、第3次旭市男女共同参画計画に則り、男女共同参画社会の実現を目指している。								
ロジックモデル	活動・実施内容			産出(アウトプット)		成果(アウトカム)			
	男女共同参画社会の実現に向けた男女共同参画計画の策定と推進			男女共同参画だよりの配布をはじめとした啓発活動を行う		それぞれの男女共同参画意識が高まり、男女共同参画社会の推進につながる			
指標				R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	男女共同参画意識啓発機会の提供回数（広報紙以外の啓発回数）		3回	3回	6回	5回	5回	5回
	活動指標イ			0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	男女共同参画計画に係る「施策の目標」の達成率		64.3%	60.7%	57.1%	78.6%	78.0%	70.0%
	成果指標イ			0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額			553	718	471	119	151	
	その他(補助金・地方債等)			0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)			553	718	471	119	151	
課題等	男女共同参画に係る啓発活動用に予算を確保することは容易でなく、また、予算を確保したうえでセミナーなどを実施する際には集客の問題も大きい。 そういったことから、課単独での啓発活動に限らずに複数課と連携しながら啓発を進めていくことが必要と考えられる。								
令和8年度方針	市民の男女共同参画に関する意識の形成には、単発ではなく、機会があるごとに継続して啓発を行う必要がある。そのためにも男女共同参画だより等を利用して機会の提供を行う。								

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	11030	事業名	審議会等への女性委員登用の促進		事業コード	3510	担当課	市民生活課
事業概要	男女共同参画社会の実現に向け、審議会等への女性委員登用を促進する。							
経緯等	世界経済フォーラム(WEF)が毎年発表している、世界の男女格差の状況をまとめた「ジェンダーギャップレポート」によると、日本は「政治分野」の男女平等達成率が特筆して低い結果となっている。市の審議会等への女性委員登用の促進は、政治分野における女性活躍推進に不可欠なものと考えられる。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	女性委員の登用率向上のため、関係部署へ周知する		関係部署において、審議会等委員を選出する際に積極的に女性を登用する			政治分野における男女平等が図られる。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	関係部署への周知回数	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	審議会等における女性委員の割合	24.4%	27.6%	28.5%	29.7%	31.1%	40.0%
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用(千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		-	-	-	-	-	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)		0	0	0	0	0	
課題等	女性委員の推進について、各課で呼びかけているため、女性委員の割合は逡増している。しかしながら、充て職委員が多いため、割合増加については鈍化していくことが予想される。今後は、規程自体を見直すなどの呼びかけも継続して必要になるかと思われる。							
令和8年度	引き続き、女性委員登用促進について周知し、登用選考で女性を登用しない理由等の調査を行う。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	11040	事業名	DV・虐待被害者の支援		事業コード	3510	担当課	市民生活課
事業概要	・DV等対策連絡会議：関係各課によるDVに関する情報交換・連携 ・DV等被害者の相談に応じ、適切な支援を行い、状況によっては、緊急避難等の対応を行う。							
経緯等	男女共同参画社会基本法が平成11年に制定され、旭市でも、男女が人権を尊重、責任を分担、個性と能力を発揮できる社会の実現に向けた旭市男女共同参画計画を平成25年度に策定した。その計画をDV基本計画として位置づけ、現在は令和5年度策定された第3次旭市男女共同参画計画（令和6年度～令和10年度）計画期間中である。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	DV等被害者の相談・支援 関係各課によるDVに関する情報交換・連携		DV等被害者が適切な支援を受けることができる			だれもが安心して暮らせる環境の提供		
指標			R 4	R 5	R 6	R 7	R 8(見込)	目標値
	活動指標ア	DV等対策連絡会議の開催回数	3回	3回	3回	3回	3回	3回
	活動指標イ	DV相談延件数	19件	30件	31件	38件	40件	40件
	成果指標ア	DV被害者に対して適切な支援を行った割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		-	-	-	-	27	
	その他(補助金・地方債等)		-	-	-	-	-	
	歳出額(総額)		0	0	0	0	27	
課題等	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年に施行されたことにより、DVに関わらず困難な女性への支援が求められるようになっている。現在は担当課が決まっていないため、DV等連絡会議委員が所属する課で個々に対応している状況であるが、将来的には担当課を決め、相談員等を設置する必要があると感じる。 また、昨今の多岐に渡る質問に対し、市民生活課では専門職がいないため、対応しきれない現状である。							
令和8年度方針	DV等被害者の身近な相談先として、相談に応じる必要があるため、今後も継続する。							

				重点P	-	総合評価	限定的効果	
No.	14080	事業名	旭市姉妹都市宿泊助成事業		事業コード	3500	担当課	市民生活課
事業概要	市民がレジャーなどで姉妹都市にある宿泊施設を利用し、宿泊終了日から60日以内に申請した場合に、宿泊費用の一部を助成し、姉妹都市への訪問を促し、住民相互の交流を推奨する。 <助成対象者>市の住民基本台帳に登録されており、市税等の滞納がない者。 <助成金額>宿泊費の1/2以内で、1人1泊当たりの上限は大人（中学生以上）3,000円、小人2,250円、未就学児1,750円。 一会計年度内2泊まで 対象：長野県茅野市、沖縄県中城村（中城村は実績なし）							
経緯等	・平成21年度に廃止した旭市山の家（長野県茅野市）の代替策として、平成22年度に開始した。 ・茅野市が平成8年度から実施している旭市締結宿泊施設の利用助成金額を参考にしている。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	姉妹都市での宿泊に対し助成する制度を周知する		申請者へ宿泊費の一部を助成する			姉妹都市にある宿泊施設を利用する市民が増加する		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	市HP・広報紙等による広報回数	1回	1回	4回	3回	3回	3回
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	助成金の交付を受けた者の延べ人数	39人	68人	153人	179人	180人	180人
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		110	188	313	491	558	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)		110	188	313	491	558	
課題等	毎年、助成金利用のリピーターが多い点と、姉妹都市からの宿泊者が旭市から姉妹都市への宿泊者数に比べ極端に少ない点から、自治体間の交流の効果としては限定的と考えられる。							
令和8年度方針	令和9年度以降の事業継続を見極める年度としたい。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調		
No.	20010	事業名	市民まちづくり活動支援事業		事業コード	4400	担当課	市民生活課	
事業概要	スタート支援→結成後2年以内で活動を継続して行う団体に対し、自主的で創意あふれるまちづくり事業開始のためにかかる経費の10分の9以内を10万円を限度として支給する。交付回数は1回かぎり。 ステップアップ支援→自主的で創意あふれるまちづくり事業のためにかかる経費の10分の8以内（最終年度は10分の5以内）で30万円を限度として支給する。同一事業に対しての支給は5回（スタート支援事業を受けている場合は4回）までとし、毎年度申請に基づき審査する。								
経緯等	市の総合計画の基本理念である「協働」によるまちづくりを推進し、市民活動団体の成立や自立を支援するために、平成21年4月に創設した。 事業の財源は地域振興基金を充当している。								
ロジックモデル	活動・実施内容			産出(アウトプット)		成果(アウトカム)			
	まちづくり活動支援に関する補助制度の周知及び審査会の実施			まちづくり活動団体へ補助金を支給する		まちづくり活動団体が自主的で創意あふれる活動ができる			
指標				R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	募集の周知回数		2	2	2	2	2	2
	活動指標イ	応募団体数		6	3	3	6	5	3
	成果指標ア	まちづくり団体登録者数		34	34	37	41	43	49
	成果指標イ	補助金交付団体数		3	2	3	5	5	3
費用(千円)	一般財源・基金等市の実質負担額			708	429	965	755	1,185	
	その他(補助金・地方債等)			0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)			708	429	965	755	1,185	
課題等	制度の周知が成功し、新規登録団体が増加傾向にあるものの、制度の趣旨が理解できていない団体からの相談も多いため、引き続き制度の周知が必要と考える。								
令和8年度方針	令和8年度からは紙媒体でのチラシ配布（区長回覧）を取りやめることになるが、旭市公式LINEなどを中心に効率的に周知し、登録団体者数を継続して増加させていく。								

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	20040	事業名	地区集会施設建設・修繕事業		事業コード	4300	担当課	市民生活課
事業概要	市内の地域団体に対し、地区集会所の建設・修繕する際の経費の一部を補助する。 （建設：補助率6/10、限度額700万円、修繕：補助率 1/2、限度額200万円）							
経緯等	・地域の連帯感の向上を図るため、コミュニティ活動に必要な集会所の建設・修繕に要する経費の補助を行う事業。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	コミュニティの育成に係る補助金事業の実施		コミュニティ活動に必要な集会所の建設・修繕について補助を行う			地域の連帯感の向上とコミュニティ活動の促進		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	建設・修繕事業補助団体数	3	4	5	4	4	2
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	要望に対する建設修繕補助交付率（％）	100	100	100	100	100	100
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		1,600	2,300	2,420	3,240	2,370	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	0	0	0	
	歳出額(総額)		1,600	2,300	2,420	3,240	2,370	
課題等	コミュニティ施設の維持が困難な地域団体も散見されるため、今後はコミュニティ施設解体への補助拡大の検討が必要になる。							
令和8年度	例年要望があるため本事業を継続実施する。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	20050	事業名	一般コミュニティ助成事業		事業コード	4300	担当課	市民生活課
事業概要	市内の地域団体に対し、コミュニティ活動に必要な備品（祭用備品等）の購入について補助を行う。（限度額２５０万円）※（一財）自治総合センターの宝くじ普及広報事業に採択されなければ助成しない。							
経緯等	地域の連帯感の向上を図るため、コミュニティ活動に必要な祭り用備品等の整備・修繕に要する経費の補助を行う事業。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	コミュニティの育成に係る補助金事業の実施		コミュニティ活動に必要な備品の購入について補助を行う			地域の連帯感の向上とコミュニティ活動の促進		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	宝くじ助成事業申請件数	1	1	1	2	1	1
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	宝くじ助成事業補助金交付件数	1	1	0	1	0	1
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		0	0	0	0	0	
	その他(補助金・地方債等)		2,400	2,500	0	1,600	0	
	歳出額(総額)		2,400	2,500	0	1,600	0	
課題等	（一財）自治総合センターへの申請は原則1年度1事業のため、要望提出後多くの地域団体が申請する順番を待っている状況である。また、採択されない場合も多く、事業実施まで待つ期間が長期化している。							
令和8針年度	例年要望があり、事業実施まで待っている地域団体も多いため本事業を継続実施する。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	28040	事業名	交通安全運動の推進		事業コード	4100	担当課	市民生活課
事業概要	・春、夏、秋、冬等の各種交通安全運動へ参加及び街頭やイベントにおいて交通安全の啓発活動を実施。 ・小学生に対して、街頭で交通誘導及び交通指導を実施。 ・交通安全啓発看板等の設置・管理。							
経緯等	昭和45年6月「交通安全対策基本法」の制定から交通事故撲滅も目指す国の政策に併せて、旭市においても事故防止の啓発を行ってきた。また、通学路における交通安全対策として、看板等の設置や交通指導を開始した。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	春、夏、秋、冬等の交通安全運動期間に行う街頭啓発やイベントにおいて、啓発活動を実施		市民へ交通安全に関する情報を提供する			交通ルールの遵守意識が向上し、交通事故件数が減少する		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	交通安全啓発活動開催数	4	4	4	4	4	4
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	交通事故死傷者数（の減少）	169	165	126	124	120	120
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用（千円）	一般財源・基金等市の実質負担額		11,819	11,696	11,700	10,907	10,464	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	201	160	300	
	歳出額(総額)		11,819	11,696	11,901	11,067	10,764	
課題等	小学生に対する朝の交通安全街頭指導につき、シルバー人材センターに委託しているが、令和9年度は先方の都合で終了する予定。県主催のボランティアやPTAなどの協力もあるようなので、街頭指導員の整理が必要だと思われる。							
令和8針年度	今後も交通事故防止のため、各種交通安全活動を継続し、交通安全対策を推進する。							

					重点P	-	総合評価	概ね順調
No.	28050	事業名	交通安全教室等の実施		事業コード	4100	担当課	市民生活課
事業概要	小中学校、保育所等の児童・生徒や高齢者を対象とした交通安全教室を実施。							
経緯等	昭和45年6月「交通安全対策基本法」の制定から交通事故撲滅を目指す国の政策にあわせて、旭市においても事故防止の啓発を行ってきた。また幼児や児童、高齢者といった交通弱者を守るため、交通安全教室を開始した。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	小中学校、保育所等を対象とした交通安全教室実施。		交通事故に遭わないための知識が習得できる。			交通安全に対する意識が向上する。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	交通安全教室実施回数	97	98	97	92	89	89
	活動指標イ		0	0	0	0	0	0
	成果指標ア	交通安全教室参加者数	3,314	3,584	3,265	3,361	3,138	3,138
	成果指標イ		0	0	0	0	0	0
費用(千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		11,819	11,696	11,700	10,907	10,464	
	その他(補助金・地方債等)		0	0	201	160	300	
	歳出額(総額)		11,819	11,696	11,901	11,067	10,764	
課題等	講師を務める警察の出動回数が多く、大きな負担になっている。							
令和8年方針	今後も交通安全に対する意識向上を図るため、交通安全教室を実施する。							

				重点P	-	総合評価	概ね順調	
No.	28060	事業名	交通事故被害者への支援		事業コード	4100	担当課	市民生活課
事業概要	・交通事故相談の開催。 ・交通災害共済制度の加入促進。							
経緯等	昭和43年、住民が会費を出し合い会員になり、交通事故被害者に見舞金を支払うことで相互扶助することを目的に千葉県市町村交通災害共済条例が施行。市内中学生以下の児童・生徒98%程度が加入している。また交通事故の増加に伴い、県では困っている方のために相談所を開設。巡回相談を実施しており、旭市でも月1回開設している。							
ロジックモデル	活動・実施内容		産出(アウトプット)			成果(アウトカム)		
	・交通事故巡回相談を開設し、交通事故被害者の相談対応を行う。 ・小中学校や保育所等への団体会員の募集。区長配布等(7月)により一般会員の募集。		・交通事故被害者の損害賠償請求などの手続き上の問題、また、心のケアに寄り添う。 ・交通事故による負傷時の見舞金の支給。			交通事故被害者への経済的・精神的支援につながる。交通事故被害者は回復に努めることができる。		
指標			R4	R5	R6	R7	R8(見込)	目標値
	活動指標ア	交通事故巡回相談の開設回数	7	11	4	4	6	11
	活動指標イ	交通災害共済の加入者数	8116	7736	7443	7094	6974	7035
	成果指標ア	交通事故巡回相談の相談件数	11	21	5	7	6	10
	成果指標イ	交通災害共済加入率	12.7	12.3	11.9	11.54	11.5	11.6
費用(千円)	一般財源・基金等市の実質負担額		-	-	-	-	-	
	その他(補助金・地方債等)		-	-	-	-	-	
	歳出額(総額)		0	0	0	0	0	
課題等	・交通事故巡回相談については、令和6年度以降相談件数が10件以内にとどまり、相談件数としては決して多くはない状況である。 ・さまざまな交通事故保険が商品化され、交通災害共済の加入が減少傾向にある。交通災害共済見舞金について、千葉銀行窓口での受取となるため受け取れる時間が限られている。							
令和8年方針	・交通事故巡回相談については、引き続き周知に努め、安定した利用が図れるように努める。 ・交通災害共済について、加入者数は減少しているが、車の利用が不可欠な地域特性であることから、毎年度一定数の加入が見込まれているため、継続して事務を行う。							